

(3) 土壌及び地盤の状況

1) 土壌

対象事業実施区域及びその周囲の土壌汚染対策法に係る指定状況及び土壌に係る調査地点を、図 4-2-1-12 に示す。

ア. 土壌汚染の現状

神奈川県内の土壌汚染対策法に基づく指定区域の状況は、平成 25 年 6 月現在、要措置区域が 11 区域、形質変更時要届出区域が 110 区域ある。この内、対象事業実施区域を及びその周囲では、要措置区域の指定区域はない。

また、形質変更時要届出区域は川崎市で 7 区域、相模原市で 1 区域が指定され、横浜市、愛川町、清川村では指定区域はない。対象事業実施区域及びその周囲の指定区域を、表 4-2-1-60 に示す。

なお、対象事業実施区域及びその周囲において、神奈川県生活環境の保全等に関する条例、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例、横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づき公表されている汚染土壌の区域を、表 4-2-1-61 に示す。

表 4-2-1-60 土壌汚染対策法に基づく指定区域の状況

区分	指定した自治体	自治体における整理番号	指定年月日	自治体における指定番号	形質変更時要届出区域の所在地
形質変更時要届出区域	川崎市	整-22-1	H22. 6. 1	指-11 号	川崎市中原区中丸子 1270-1 の一部
		整-24-6	H24. 11. 19	指-31 号	川崎市中原区小杉町 3 丁目 446 番 2、同区新丸子東 3 丁目 447 番 1 の一部
		整-24-7	H24. 12. 12	指-32 号	川崎市麻生区王禅寺字源左衛門谷 1254 番 48、1262 番、1264 番 3、1268 番、1269 番、1270 番、1271 番 2、1271 番 3、1285 番 1、1285 番 10、1286 番、1286 番 2、1287 番 3、1297 番、1299 番、1299 番 2、1301 番、1304 番 2、1306 番、1310 番、1310 番 2、1321 番の一部
		整-24-9	H24. 12. 25	指-34 号	川崎市宮前区宮崎 149 番 1、149 番 3、150 番 1、155 番 1、156 番 1 の一部
		整-24-10	H25. 4. 22	指-35 号	川崎市高津区坂戸 1 丁目 165 番、178 番 1、178 番 2、187 番、190 番、191 番、191 番 2、192 番、193 番、194 番、195 番 1、201 番、201 番 2 の一部
		整-25-1	H25. 5. 8	指-36 号	川崎市宮前区野川 1428 番 1、1429 番、1430 番 2、1430 番 3、1432 番 1、1497 番 7、1497 番 11 の一部
		整-25-2	H25. 6. 20	指-37 号	中原区新丸子町 764 番 5 の一部
	相模原市	整-23-1	H23. 8. 1	形-1	相模原市中央区宮下 1 丁目 224 番 224 の一部

資料：「かながわの土壌汚染対策」

(平成 25 年 6 月現在、神奈川県環境農政局環境部大気水質課ホームページ)

「川崎市の土壌汚染対策」

(平成 25 年 6 月現在、川崎市環境局環境対策部環境対策課ホームページ)

「水質・土壌」(平成 25 年 6 月現在、相模原市環境経済局環境共生部環境保全課ホームページ)

表 4-2-1-61 条例に基づき公表されている汚染土壌の区域

地域	自治体における 整理番号	届出 年月日	汚染区域の所在地
川崎市	16-7	H17. 3. 3	中原区上丸子山王町 2-1202 及び 1202-5
	18-12	H18. 9. 1	高津区下野毛 3-16-1
	18-23	H19. 1. 19	中原区小杉町 3-414-4 他
	20-9	H20. 10. 1	中原区宮内 1-19
	24-6	H24. 7. 24	中原区井田 2 丁目 27 番 1 号
	24-10	H24. 11. 6	高津区二子 3 丁目 12 番
	24-12	H24. 12. 26	中原区宮内 1 丁目 6 番 32 号
	24-17	H25. 3. 13	中原区市ノ坪字外屋敷 449 番 26、27
	25-3	H25. 4. 15	多摩区登戸 1864 番地 1
	25-4	H25. 5. 24	中原区田尻町 27 番、28 番 2

資料：「かながわの土壌汚染対策」

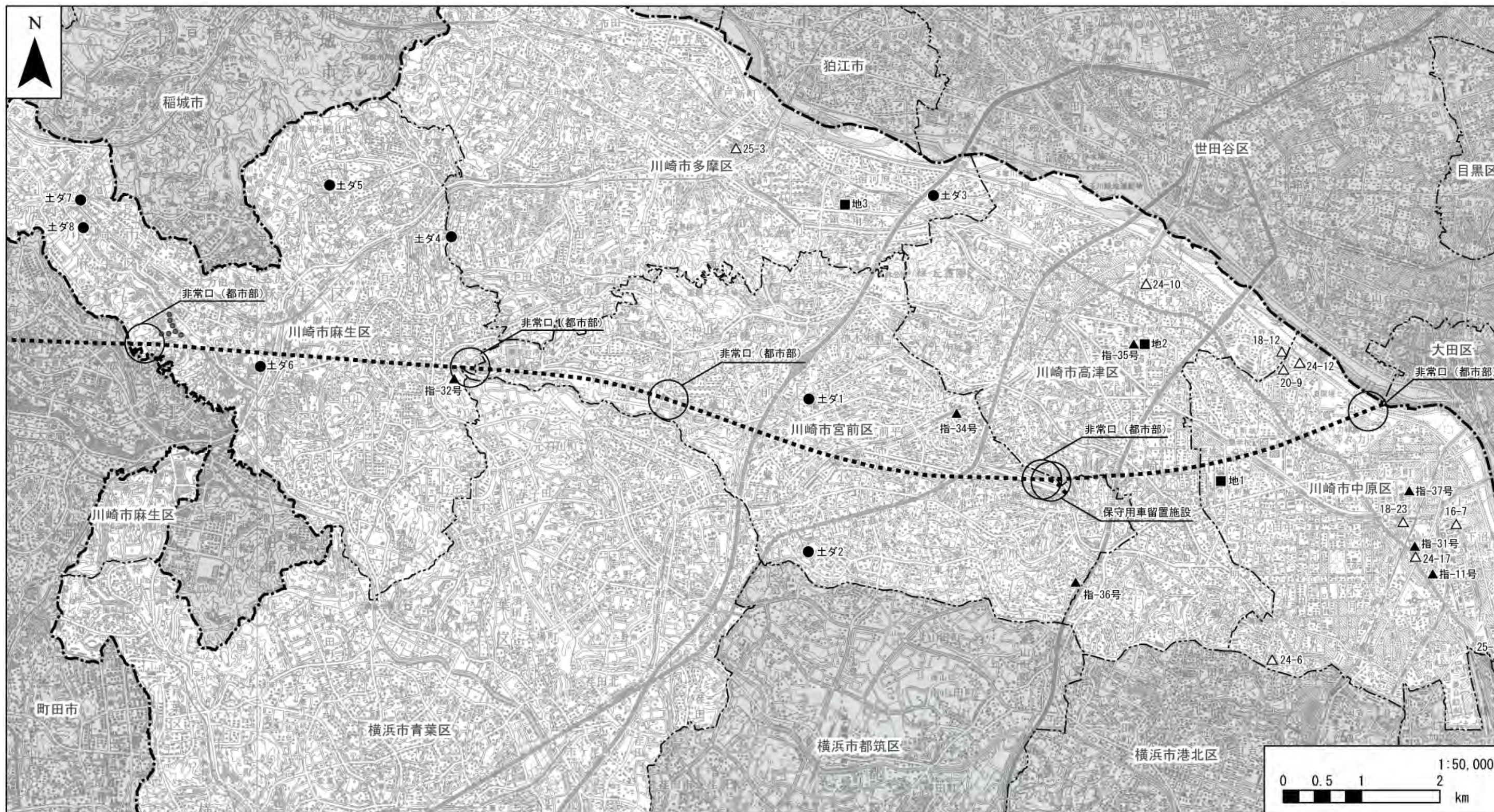
(平成 25 年 6 月現在、神奈川県環境農政局環境部大気水質課ホームページ)

「川崎市の土壌汚染対策」

(平成 25 年 6 月現在、川崎市環境局環境対策部環境対策課ホームページ)

「土壌汚染対策法に基づく汚染された土地の区域の指定について」

(平成 25 年 6 月現在、横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課ホームページ)



凡例

- 計画路線(トンネル部)
- 計画路線(地上部)
- 工事用道路
- 都県境
- 市区町村境
- ▲ 形質変更時要届出区域
- △ 条例に基づく土壤汚染区域
- ダイオキシン類土壤調査地点(土ダ)
- 地下水位観測地点(地)

資料：「かながわの土壤汚染対策」(平成25年6月現在、神奈川県環境農政局環境部大気水質課ホームページ)

「川崎市の土壤汚染対策」(平成25年6月現在、川崎市環境局環境対策部環境対策課ホームページ)

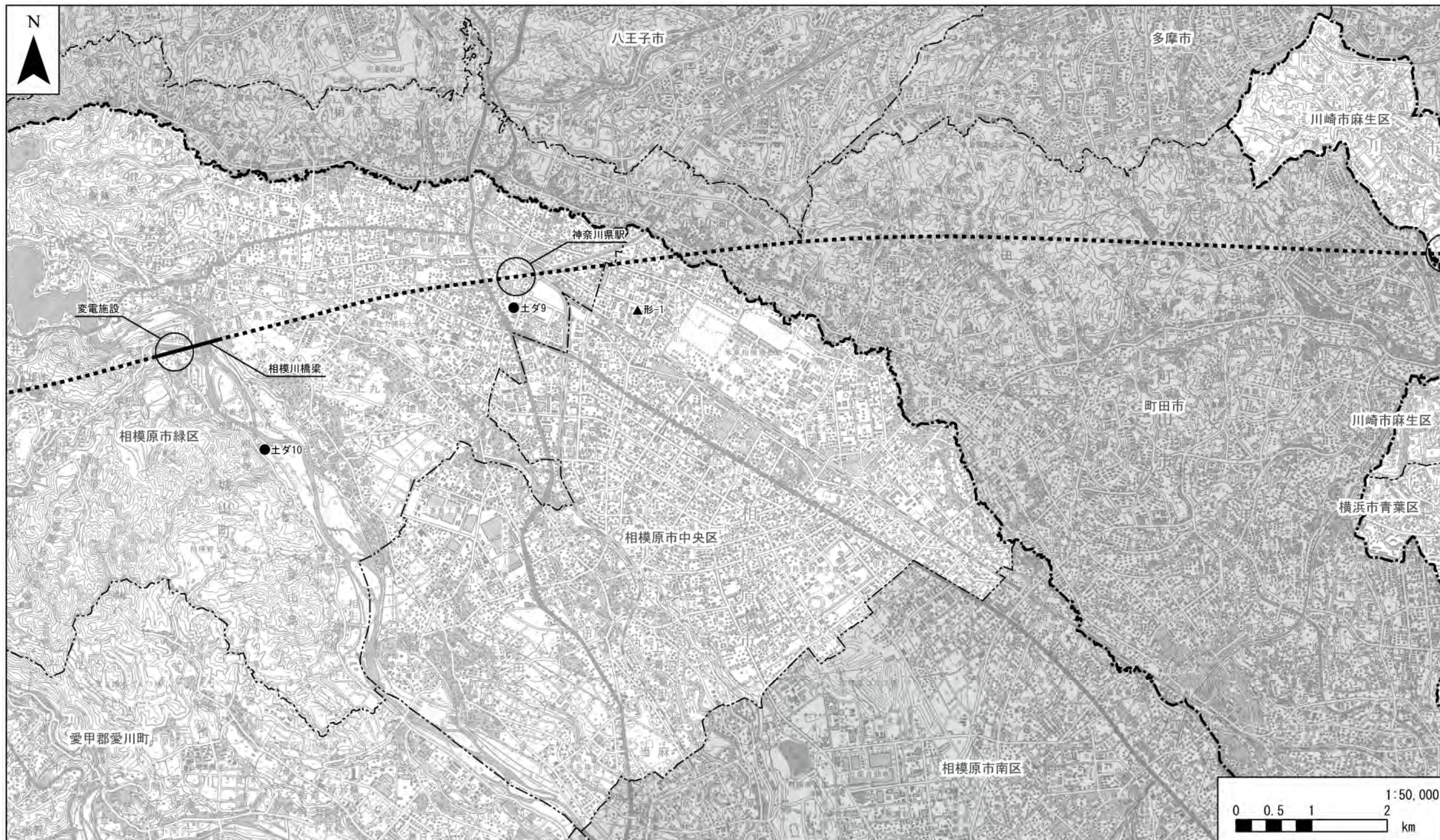
「土壤汚染対策法に基づく汚染された土地の区域の指定について」(平成25年6月現在、横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課ホームページ)

「平成24年度 環境局事業概要-公害編-」(平成24年12月、川崎市環境局環境対策部企画指導課)

「平成24年度版 さがみはらの環境 相模原市環境基本計画年次報告書」(平成24年12月、相模原市環境経済局環境共生部環境政策課)

「平成23年 神奈川県地盤沈下調査結果」(平成24年9月、神奈川県環境農政局環境部大気水質課)

図4-2-1-12(1) 土壤汚染対策法に係る指定状況及び土壌・地盤に係る調査地点図

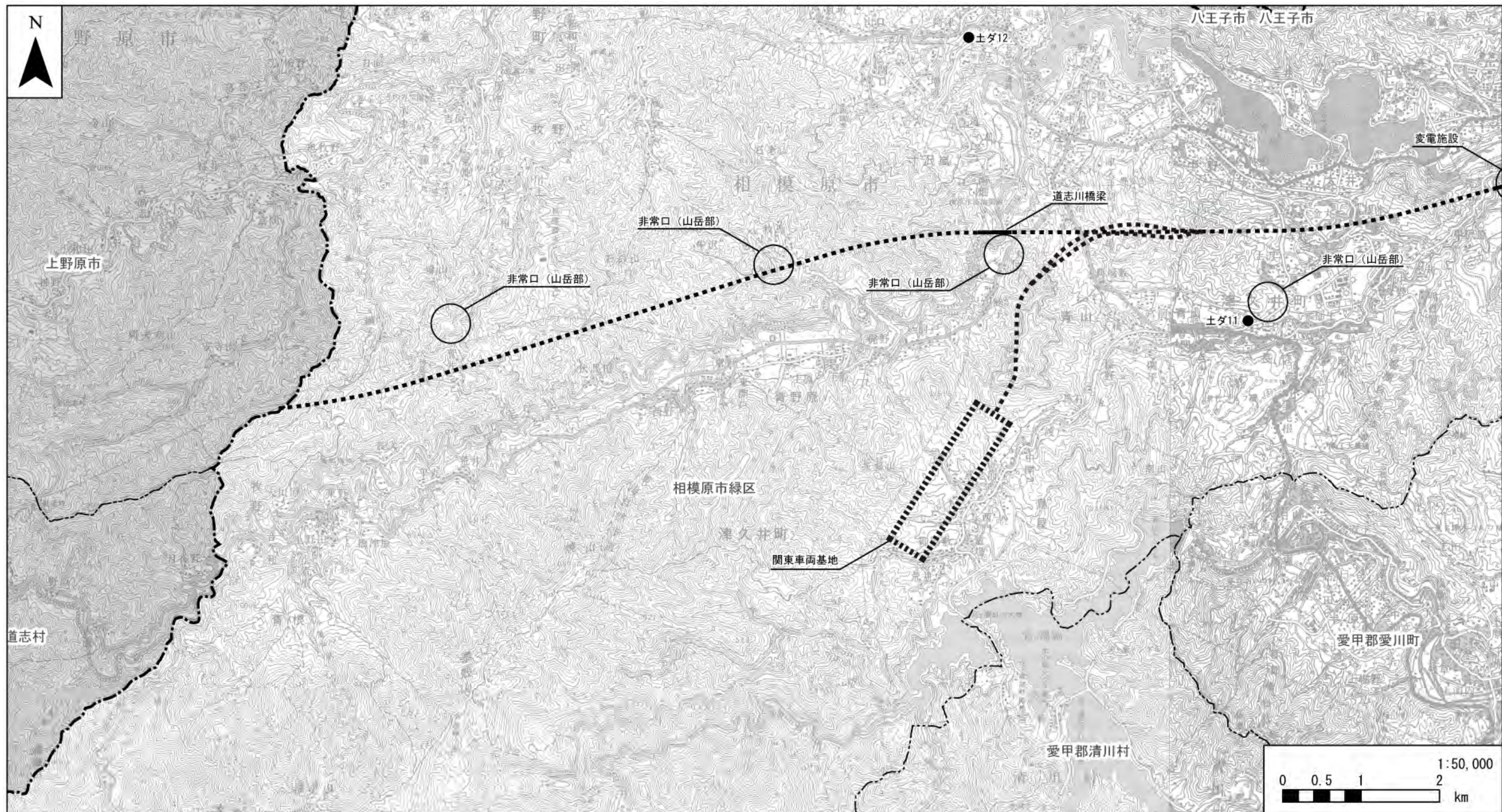


凡例

- 計画路線(トンネル部)
- 計画路線(地上部)
- 都県境
- 市区町村境
- ▲ 形質変更時要届出区域
- △ 条例に基づく土壤汚染区域
- ダイオキシン類土壤調査地点(土ダ)
- 地下水位観測地点(地)

資料：「かながわの土壤汚染対策」(平成25年6月現在、神奈川県環境農政局環境部大気水質課ホームページ)
「川崎市の土壤汚染対策」(平成25年6月現在、川崎市環境局環境対策部環境対策課ホームページ)
「土壤汚染対策に基づく汚染された土地の区域の指定について」
(平成25年6月現在、横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課ホームページ)
「平成24年度 環境局事業概要-公害編-」(平成24年12月、川崎市環境局環境対策部企画指導課)
「平成24年度版 さがみはらの環境 相模原市環境基本計画年次報告書」
(平成24年12月、相模原市環境経済局環境共生部環境政策課)
「平成23年 神奈川県地盤沈下調査結果」(平成24年9月、神奈川県環境農政局環境部大気水質課)

図4-2-1-12(2) 土壤汚染対策法に係る指定状況及び土壌・地盤に係る調査地点図



凡例

- 計画路線(トンネル部)
 ——— 計画路線(地上部)
 --- 都県境
 ---- 市区町村境
 ・関東車両基地は地上部で計画
- ▲ 形質変更時要届出区域
 △ 条例に基づく土壤汚染区域
 ● ダイオキシン類土壤調査地点(土ダ)
 ■ 地下水位観測地点(地)

資料：「かながわの土壤汚染対策」（平成25年6月現在、神奈川県環境農政局環境部大気水質課ホームページ）
「川崎市の土壤汚染対策」（平成25年6月現在、川崎市環境局環境対策部環境対策課ホームページ）
「土壤汚染対策法に基づく汚染された土地の区域の指定について」
（平成25年6月現在、横浜市環境創造局環境保全部水・土壤環境課ホームページ）
「平成24年度 環境局事業概要-公害編-」（平成24年12月、川崎市環境局環境対策部企画指導課）
「平成24年度版 さがみはらの環境 相模原市環境基本計画年次報告書」
（平成24年12月、相模原市環境経済局環境共生部環境政策課）
「平成23年 神奈川県地盤沈下調査結果」（平成24年9月、神奈川県環境農政局環境部大気水質課）

図4-2-1-12(3) 土壌汚染対策法に係る指定状況及び土壌・地盤に係る調査地点図

イ. 既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲のダイオキシン類土壤環境調査結果を、表 4-2-1-62 に示す。全ての地点で環境基準を満たしている。

表 4-2-1-62 ダイオキシン類土壤環境調査結果（平成 23 年度）

（単位：pg-TEQ/g）

No.	地域		測定地点	測定結果	試料採取日
土ダ 1	川崎市	宮前区	土橋 7 丁目公園（土橋）	1.2	H23. 12. 12
土ダ 2			有馬ふるさと公園（有馬）	2.5	H23. 12. 22
土ダ 3		多摩区	東名堰第 2 公園（堰）	2.3	H23. 12. 12
土ダ 4			生田雁俣谷公園（西生田）	0.96	
土ダ 5		麻生区	千代ヶ丘第 2 公園（千代ヶ丘）	2.4	
土ダ 6			片平 2 丁目公園（片平）	1.0	
土ダ 7			南黒川公園（南黒川）	2.7	
土ダ 8			栗木台山家公園（栗木台）	2.1	H23. 12. 22
土ダ 9	相模原市	緑区	橋本小学校（橋本）	0.73	H23. 8. 23
土ダ 10			湘南小学校（小倉）	1.8	
土ダ 11			串川グランウンド（長竹）	0.087	H23. 8. 19
土ダ 12			内郷小学校（寸沢嵐）	1.1	

資料：「平成 24 年度 環境局事業概要－公害編－」

（平成 24 年 12 月、川崎市環境局環境対策部企画指導課）

「平成 24 年度版 さがみはらの環境 相模原市環境基本計画年次報告書」

（平成 24 年 12 月、相模原市環境経済局環境共生部環境政策課）

ウ. 土壌の汚染に係る環境基準等

土壌汚染に係る環境基準を、表 4-2-1-63 及び表 4-2-1-64 に示す。

土壌汚染対策法に係る基準を、表 4-2-1-65 に示す。

また、条例に基づく基準を、表 4-2-1-66～表 4-2-1-68 に示す。

表 4-2-1-63 土壌の汚染に係る環境基準

(平成 3 年環境庁告示第 46 号)

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 未満であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 125mg 未満であること
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること

注1. 「検出されないこと」とは、定量下限を下回ることをいう。

表 4-2-1-64 ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準

(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

媒体	基準値
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下

表 4-2-1-65 土壌汚染対策法に係る基準

(土壌汚染対策法(平成23年法律第74号))

分類	特定有害物質の種類	地下水基準 (mg/L)	土壌溶出量 基準 (mg/L)	土壌含有量 基準 (mg/kg)	第二溶出量 基準 (mg/L)
第一種特定 有害物質 (揮発性有 機化合物等)	四塩化炭素	0.002 以下	0.002 以下	—	0.02 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.004 以下	—	0.04 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.02 以下	0.02 以下	—	0.2 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.04 以下	—	0.4 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.002 以下	—	0.02 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下	0.02 以下	—	0.2 以下
	トリクロロエチレン	0.03 以下	0.03 以下	—	0.3 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	1 以下	—	3 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.006 以下	—	0.06 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.01 以下	—	0.1 以下
	ベンゼン	0.01 以下	0.01 以下	—	0.1 以下
第二種特定 有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.01 以下	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	0.05 以下	250 以下	1.5 以下
	シアン化合物	不検出	不検出	遊離シアン 50 以下	1 以下
	水銀及びその化合物	0.0005 以下 アルキル水 銀は不検出	0.0005 以下 アルキル水 銀は不検出	15 以下	0.005 以下 アルキル水 銀は不検出
	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	0.8 以下	4,000 以下	24 以下
	ほう素及びその化合物	1 以下	1 以下	4,000 以下	30 以下
第三種特定 有害物質 (農薬等)	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	不検出	不検出	—	0.003 以下
	チウラム	0.006 以下	0.006 以下	—	0.06 以下
	シマジン	0.003 以下	0.003 以下	—	0.03 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下	0.02 以下	—	0.2 以下
	有機りん化合物	不検出	不検出	—	1 以下

- 注 1. 土壌汚染とは土壌に水を加えた場合に溶出する物質の量を、土壌含有量とは土壌に 1mol/L の塩酸を加えた場合に溶出する物質の量をいう。
- 注 2. 土壌溶出量は環境省告示(第 18 号平成 15 年 3 月 6 日)、土壌含有量は環境省告示(第 19 号平成 15 年 3 月 6 日)により測定したもの。
- 注 3. 「不検出」とは、注 2 に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 注 4. 有機りん化合物とはパラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
- 注 5. 第一種特定有害物質のうち、ベンゼンを除く揮発性有機化合物 10 項目が DNAPLs に分類され、ベンゼンは LNAPLs に分類される。

表 4-2-1-66 条例に基づく土壤汚染に関する基準（神奈川県）

（神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則）

物質名	土壤汚染評価基準
カドミウム及びその化合物	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
シアン化合物	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。
鉛及びその化合物	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
クロム及びその化合物	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素及びその化合物	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
水銀及びその化合物	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀化合物	検液中に検出されないこと。
ポリ塩化ビニフェル	検液中に検出されないこと。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン及びその化合物	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素及びその化合物	検液1Lにつき1mg以下であること。
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g以下

表 4-2-1-67 条例に基づく土壌汚染に関する基準（川崎市）

（川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則）

特定有害物質等の種類	溶出量基準値	含有量基準値
カドミウム及びその化合物	検液1Lにつきカドミウムとして0.01mg	土壌1kgにつきカドミウムとして150mg
シアン化合物	検液中に検出されないこと。	土壌1kgにつき遊離シアンとして50mg
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	検液中に検出されないこと。	
鉛及びその化合物	検液1Lにつき鉛として0.01mg	土壌1kgにつき鉛として150mg
六価クロム化合物	検液1Lにつき六価クロムとして0.05mg	土壌1kgにつき六価クロムとして250mg
砒素及びその化合物	検液1Lにつき砒素として0.01mg	土壌1kgにつき砒素として150mg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	検液1Lにつき水銀として0.0005mg	土壌1kgにつき水銀として15mg
アルキル水銀化合物	検液中に検出されないこと。	
PCB	検液中に検出されないこと。	
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg	
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg	
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg	
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg	
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg	
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.02mg	
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg	
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg	
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg	
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg	
チウラム	検液1Lにつき0.006mg	
シマジン	検液1Lにつき0.003mg	
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg	
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg	
セレン及びその化合物	検液1Lにつきセレンとして0.01mg	土壌1kgにつきセレンとして150mg
ほう素及びその化合物	検液1Lにつきほう素として1mg	土壌1kgにつきほう素として4,000mg
ふっ素及びその化合物	検液1Lにつきふっ素として0.8mg	土壌1kgにつきふっ素として4,000mg
ダイオキシン類		土壌1gにつきダイオキシン類として1,000pg

表 4-2-1-68 条例に基づく土壌汚染に関する基準（横浜市）

（横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則）

土壌汚染有害物質		土壌含有量基準	土壌溶出量基準
有機化合物	四塩化炭素		0.002mg/L 以下
	1,2-ジクロロエタン		0.004mg/L 以下
	1,1-ジクロロエチレン		0.02mg/L 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/L 以下
	1,3-ジクロロプロペン		0.002mg/L 以下
	ジクロロメタン		0.02mg/L 以下
	テトラクロロエチレン		0.01mg/L 以下
	1,1,1-トリクロロエタン		1mg/L 以下
	1,1,2-トリクロロエタン		0.006mg/L 以下
	トリクロロエチレン		0.03mg/L 以下
	ベンゼン		0.01mg/L 以下
重金属等	カドミウム及びその化合物	150mg/kg 以下	0.01mg/L 以下
	六価クロム化合物	250mg/kg 以下	0.05mg/L 以下
	シアン化合物	遊離シアンとして 50mg/kg 以下	検液中に検出されないこと
	水銀及びその化合物	15mg/kg 以下	0.0005mg/L 以下 (うちアルキル水銀は検液中に検出されないこと)
	セレン及びその化合物	150mg/kg 以下	0.01mg/L 以下
	鉛及びその化合物	150mg/kg 以下	0.01mg/L 以下
	砒素及びその化合物	150mg/kg 以下	0.01mg/L 以下
	ふっ素及びその化合物	4,000mg/kg 以下	0.8mg/L 以下
	ほう素及びその化合物	4,000mg/kg 以下	1mg/L 以下
農薬等	シマジン		0.003mg/L 以下
	チウラム		0.006mg/L 以下
	チオベンカルブ		0.02mg/L 以下
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)		検液中に検出されないこと
	有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、及び EPN)		検液中に検出されないこと
その他	ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下	

エ. 苦情

神奈川県はの土壌汚染に係る発生源別苦情受理の状況を、表 4-2-1-69 に示す。

苦情件数は 3 件で、「製造業」、「サービス業（他に分類されないもの）」、「分類不能の産業」が各 1 件となっている。

表 4-2-1-69 土壌汚染に係る発生源別苦情受理件数（平成 23 年度）

発生源	件数
農業	0
林業	0
漁業	0
鉱業	0
建設業	0
製造業	1
電気・ガス・熱供給・水道業	0
情報通信業	0
運輸業	0
卸売・小売業	0
金融・保険業	0
不動産業	0
飲食店、宿泊業	0
医療、福祉	0
教育、学習支援業	0
複合サービス事業	0
サービス業（他に分類されないもの）	1
公務（他に分類されないもの）	0
分類不能の産業	1
個人（会社・事業所以外）	0
その他（会社・事業所以外）	0
不明（会社・事業所以外）	0
合 計	3

資料：「政府統計の総合窓口 平成 23 年度公害苦情調査」
（平成 25 年 6 月現在、独立行政法人統計センターホームページ）

2) 地盤

ア. 既存の測定結果

川崎市及び横浜市の地盤沈下の状況について、水準測量調査結果を表 4-2-1-70 に示す。

対象事業実施区域及びその周囲の地下水位の調査地点は、図 4-2-1-12 に示すとおりである。また、地下水位観測結果を表 4-2-1-71 に示す。

なお、相模原市、愛川町、清川村は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例等に基づく地下水採取規制区域並び指定地域に該当せず、調査等が行われていない。

川崎市及び横浜市では、平成 23 年は平成 22 年に比べて、2cm 以上、3cm 以上の沈下水準点数が大幅に増加している。

また、季節変動はあるものの対象事業実施区域及びその周囲の地下水位観測地点での地下水位は、大きな変動はない。

表 4-2-1-70 地盤沈下の状況（平成 23 年）

地域	有効水準点数	計	沈下水準点数				年間最大沈下点及び沈下量 (cm)
			1cm 未満	2cm 未満	2cm 以上	3cm 以上	
川崎市	285 (276)	285 (175)	0 (168)	9 (7)	110 (0)	166 (0)	川崎市東扇島 6-17 11.28
横浜市	336 (344)	336 (218)	0 (216)	0 (2)	50 (0)	286 (0)	中区本牧町 2 丁目 353 5.05

注1. 有効水準点数とは、平成22年の調査結果との比較が可能な点をいう。

注2. () 内は、平成22年分を示す。

注3. 平成23年の調査結果には、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震が影響しているものと考えられる。

資料：「平成 23 年 神奈川県地盤沈下調査結果」

(平成 24 年 9 月、神奈川県環境農政局環境部大気水質課)

表 4-2-1-71 地下水位観測結果（平成 23 年）

(単位：T. P. m)

地域		No.	観測地点		年	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	年間 平均値
川崎市	中原区	地 1	No.8 新城 観測 所	下新城 1-15-1 認定こ ども園	H19	7.69	7.31	7.26	7.22	7.19	7.23	7.23	7.25	7.36	7.18	7.15	6.92	7.25
					H20	6.89	6.87	6.86	7.21	7.31	7.53	7.37	7.10	7.63	7.49	7.18	7.20	7.22
					H21	7.06	7.17	7.22	7.10	7.29	7.40	7.27	7.23	7.11	7.19	7.23	7.18	7.20
					H22	6.86	6.83	7.10	7.14	7.18	7.07	7.04	6.85	6.94	7.36	7.49	7.37	7.10
					H23	7.13	7.03	7.11	6.85	6.95	7.34	7.12	7.16	7.48	7.43	7.23	7.20	7.17
	高津区	地 2	No. 7 坂戸 観測 所	坂戸 1-18-1 坂戸小 学校	H19	7.94	7.66	7.61	7.55	7.53	7.58	7.67	7.72	7.90	7.68	7.65	7.38	7.66
					H20	7.37	7.33	7.32	7.71	7.78	8.03	7.87	7.58	8.20	8.02	7.62	7.59	7.70
					H21	7.44	7.38	7.57	7.43	7.64	7.75	7.62	7.60	7.47	7.54	7.56	7.51	7.54
					H22	7.16	7.11	7.38	7.43	7.46	7.33	7.31	7.13	7.23	7.67	7.79	7.65	7.39
					H23	7.40	7.31	7.42	7.17	7.24	7.64	7.41	7.43	7.72	欠測	欠測	7.36	7.41
	多摩区	地 3	No.9 稲田 観測 所	宿河原 3-18-1 稲田小 学校	H19	14.34	14.10	14.07	14.11	14.07	14.17	14.40	14.40	14.78	14.16	14.11	14.16	14.24
					H20	14.12	14.13	14.05	14.19	14.42	14.70	14.50	14.47	14.94	14.60	13.86	13.95	14.33
					H21	13.68	13.68	13.85	14.20	14.38	14.47	14.39	14.45	14.34	14.51	14.03	13.80	14.15
					H22	13.57	13.53	14.20	14.34	14.41	14.31	14.36	14.25	14.38	14.58	14.51	14.24	14.22
					H23	13.67	13.57	13.99	14.06	14.22	14.47	14.32	14.45	14.91	14.54	14.36	14.35	14.24

資料：「平成 23 年 神奈川県地盤沈下調査結果」

(平成 24 年 9 月、神奈川県環境農政局環境部大気水質課)

イ. 地盤沈下に係る対策及び規制

川崎市及び横浜市の臨海部の地域は、工業用水法の指定地域となっており、地下水採取に際しては、採取の許可及び採取量の報告等が義務づけられている。

また、川崎市及び横浜市全域が、それぞれ川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例、横浜市生活環境の保全等に関する条例の指定地域となっており、それぞれの市内で地下水を採取する事業者に対して、地下水の採取許可及び採取量の報告等が義務づけられている。

なお、相模原市、愛川町、清川村については、神奈川県生活環境の保全等に関する条例等に基づく地下水採取規制区域並び指定地域に該当しない。

ウ. 苦情

神奈川県在地盤沈下に係る発生源別苦情受理の状況を、表 4-2-1-72 に示す。

苦情件数は3件で、「個人（会社・事業所以外）」に起因するものが2件と最も多くなっている。

表 4-2-1-72 地盤沈下に係る発生源別苦情受理件数（平成 23 年度）

発生源	件数
農業	0
林業	0
漁業	0
鉱業	0
建設業	0
製造業	0
電気・ガス・熱供給・水道業	0
情報通信業	0
運輸業	0
卸売・小売業	0
金融・保険業	0
不動産業	1
飲食店、宿泊業	0
医療、福祉	0
教育、学習支援業	0
複合サービス事業	0
サービス業（他に分類されないもの）	0
公務（他に分類されないもの）	0
分類不能の産業	0
個人（会社・事業所以外）	2
その他（会社・事業所以外）	0
不明（会社・事業所以外）	0
合 計	3

資料：「政府統計の総合窓口 平成 23 年度公害苦情調査」
(平成 25 年 6 月現在、独立行政法人統計センターホームページ)